

祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク推進協議会会則

(設置目的)

第1条 「祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク」における貴重な生態系の持続的な保全、学術的研究や調査・研修への支援、自然と共生した持続可能な発展に係る取組を効率的かつ実践的に推進していくため、祖母傾ユネスコエコパーク大分・宮崎推進協議会の事業及び諸権利を引き継いでユネスコエコパークにおける取組を統括する祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク推進協議会（以下「推進協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

- 第2条 推進協議会は、祖母・傾・大崩ユネスコエコパークにおける取組を統括する機関であり、予算、決算の議決、取組方針の決定及び取組の進捗管理等を行う。
- 2 推進協議会は、祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク学術委員会（平成29年10月6日設置）（以下「学術委員会」という。）から必要な助言や意見を受けながら、学術委員会と連携して取組を推進する。
 - 3 推進協議会は、学術委員会の活動に対して、必要な支援を行う。

(構成)

- 第3条 推進協議会は、次の委員で組織する。
- (1) ユネスコエコパークにおける取組を効率的かつ実践的に推進することのできる学識経験者及び地域活動実践者
 - (2) 国の機関の代表、大分県及び宮崎県の担当部局長
 - (3) 大分県佐伯市、竹田市、豊後大野市、宮崎県延岡市、高千穂町、日之影町の長
 - (4) ユネスコエコパークにおける取組に賛同し、推進協議会で参加を認められた者
- 2 推進協議会に顧問を置き、顧問は大分県知事及び宮崎県知事とする。

(役員)

- 第4条 推進協議会に次の役員を置く。
- (1) 会 長 1名
 - (2) 副会長 1名
 - (3) 監 事 2名
- 2 会長は、委員の互選により選出する。
 - 3 会長は、推進協議会を代表し、会務を総理する。
 - 4 副会長及び監事は、委員のうちから会長が任命する。
 - 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。
 - 6 監事は、推進協議会の会計及び会務を監査する。

(役員任期)

第5条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 役員は、その任期が満了した場合でも、後任者が就任するまでの間は、引き続きその職務を行う。
- 3 欠員補充のため選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 推進協議会の会議は、定例総会及び臨時総会とする。

- 2 定例総会は、毎年1回、臨時総会は、必要に応じ開催する。
- 3 定例総会及び臨時総会（以下「総会」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。
- 4 総会は、委員の2分の1以上の出席（委任状及び代理出席を含む）がなければ開くことができない。
- 5 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 6 議長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聴くことができるほか、その他適当な方法により、広く意見を聴くことができる。
- 7 総会は、次の事項を審議し、議決する。
 - (1) 規約の制定又は変更
 - (2) 事業計画及び収支予算の承認
 - (3) 事業報告及び収支決算の承認
 - (4) その他会長が必要と認めた事項
- 8 第4項及び第5項の規定に関わらず、会長は、必要と認めるときは、期日を指定し書面で委員の意見を聴き、総会の議決に代えることができる。

(行政機関実務者会議)

第7条 推進協議会に、行政機関実務者会議（以下「実務者会議」という。）を置き、推進協議会の審査案件の検討や部会の重要案件の調整等を行うほか、推進協議会で決定した取組の方向性に沿って各種施策を推進する。

- 2 実務者会議の構成員は、会長が別に定める。
- 3 実務者会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(部会)

第8条 推進協議会に部会を置き、推進協議会で決定した取組方針に沿って、地域において具体的な取組を検討、実施する。

- 2 部会の設置及び改廃は、総会の議決により決定する。
- 3 部会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第9条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局に関し必要な事項は会長が別に定める。

(会計年度)

第10条 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

(雑則)

第11条 この会則に定めるもののほか、推進協議会の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この会則は、平成29年9月9日から施行する。

(役員任期の特例)

2 この規約の施行の日以後、最初に選任される役員任期は、第5条第1項の規定に関わらず、平成32年3月31日までとする。

(会計年度の特例)

3 この推進協議会の最初の会計年度は、第10条の規定に関わらず、施行日から平成30年3月31日までとする。

附 則 (平成30年2月21日)

(施行期日)

1 この会則は、平成30年2月21日から施行する。

附 則 (平成30年5月31日)

(施行期日)

1 この会則は、平成30年5月31日から施行する。

附 則 (令和元年5月22日)

(施行期日)

1 この会則は、令和元年5月22日から施行する。

附 則 (令和2年6月5日)

(施行期日)

1 この会則は、令和2年6月5日から施行する。

附 則（令和3年6月7日）

（施行期日）

- 1 この会則は、令和3年6月7日から施行する。

附 則（令和4年5月25日）

（施行期日）

- 1 この会則は、令和4年5月25日から施行する。